

強化計画 [組織経営基盤計画]

2019年度⇒2023年度

前編

○社会福祉協議会の「性格」、「活動原則」、「機能」	1
○社会福祉協議会と他団体の違い	3
○強化計画（組織経営基盤計画）の目的と経営目標について	5
○養父市社会福祉協議会強化計画（組織経営基盤計画）策定までのあゆみ	6
○養父市社会福祉協議会強化計画（組織経営基盤計画）の概要	8

社会福祉協議会の「性格」、「活動原則」、「機能」

養父市社会福祉協議会強化計画（組織経営基盤計画）は、全国社会福祉協議会が提唱する「新・社会福祉協議会基本要項（平成4年4月策定）」に掲げる社会福祉協議会の「性格」、「活動原則」、「機能」に基づき、31件の強化活動項目を、一つひとつ「5W1H」の思考に落とし込み、「いつ？（When）」「どこで？（Where）」「誰が？（Who）」「なぜ？（Why）」「何を？（What）」「どうする？（How）」を具体的に示すことで、役職員はもとより地域のみなさんと一緒になって安定した組織経営をめざします。

- 「新・社会福祉協議会基本要項」 1992年(平成4年)全国社会福祉協議会策定
全国社会福祉協議会が策定した「新・社会福祉協議会基本要項」で、社会福祉協議会の「性格」、「活動原則」、「機能」を次のとおり解説しています。

【社会福祉協議会の性格】

社会福祉協議会は、

- ① 地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、
- ② 住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、
- ③ 住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う、
- ④ 市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。

【社会福祉協議会の5つの活動原則】

社会福祉協議会は、5つの活動原則に基づいて、地域の特性を生かした活動を展開しています。

- 住民ニーズ基本の原則
調査等により、地域住民の要望、福祉課題等の把握に努め、住民のニーズに基づく活動を第一にすすめます。
- 住民活動主体の原則
住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動をすすめます。
- 民間性の原則
民間組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性を生かした活動をすすめます。

○ 公私協働の原則

社会福祉、そして保健・医療、教育、労働等の行政機関や民間団体等の連携を図り、行政と住民組織との協働による活動をすすめます。

○ 専門性の原則

住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を生かした活動をすすめます。

【社会福祉協議会の7つの機能】

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核組織として、次の7つの機能を発揮しています。

① 住民ニーズ・福祉課題の明確化および住民活動の推進機能

地域の住民と協力して、福祉ニーズを的確に把握し、地域の福祉課題を明らかにするために社会福祉調査等を実施し、問題解決に向けて福祉活動を推進します。社会福祉協議会は、住民とともに福祉問題を考え、解決にあたる活動をすすめています。

② 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能

住民の力と同時に、社会福祉に携わる団体や人々、保健・医療、教育、労働といった幅広い関連分野の関係者との協力体制も欠かせません。社会福祉協議会は、福祉の分野だけではなく保健・医療等の関連分野を含めた関係者との連絡調整を図りながらネットワークづくりをすすめています。

③ 福祉活動・事業の企画および実施機能

①と②の機能に基づきながら、地域に即した助け合い活動や、住民参加型のサービス事業等を企画し、実施しています。

①、②、③の機能を支えるために、さらに次の機能が発揮されています。

④ 調査研究・開発機能

地域の福祉ニーズや福祉活動の実態を調査研究し、それに基づいて新しい活動を展開します。問題を解決するための社会資源が不足している場合などには、新しい事業やサービスの開発をすすめます。

⑤ 計画策定、提言・改善運動機能

住民および公私社会福祉事業関係者で構成されている特長を生かし、地域福祉推進計画づくりをすすめます。そして、計画を踏まえ、行政や関係団体、住民などに提言・改善運動をすすめます。

⑥ 広報・啓発機能

福祉の理念や福祉の制度、サービス等について、広く住民や関係者の理解を得るために、広報紙の発行や情報提供活動を行います。

⑦ 福祉活動・事業の支援機能

地域で展開される住民の自主的・自発的な福祉活動や各種団体の活動を支援します。

社会福祉協議会と他団体の違い

社会福祉協議会の基本的性格を明確に理解するためには、ほかの団体との違いを明らかにすることが必要であろう。それにより社協の特徴が、より鮮明になると考えられる。次にあげる 10 項目は、社協の「独占」ではないものであるが、違いを特徴づけているものである。

① 特定の福祉問題の解決だけを目的にしていない

社協とほかの福祉団体との第 1 の相違点は、社協が特定の福祉問題の解決だけを目的にしていないということである。高齢者サービスに取り組んでいる団体、障がい者・児童・低所得者などのそれぞれの課題に対応した団体など、地域には特定の福祉問題に取り組む団体は多くある。社協はそうした団体と異なり、地域社会の福祉等生活課題で早急に解決しなければならない問題を見出し、解決方法を検討し、地域社会の参加・協力を得て取り組んでいくのである。縦割り福祉の谷間になっている問題、複合的問題、新しく発生してきた問題、潜在化している問題などを取り上げていくといった、制度で対応していない課題解決に積極的に取り組む（制度外サービス・活動）ことが使命であると言える。

② 住民との協働を重視する

第 2 は、地域社会の福祉問題を行政や専門機関・団体に任せきりにせず、住民自身の自主的な活動や協働事業・サービスを組織し、問題の解決や予防・増進などに取り組む点である。住民参加による助け合いや交流機能を生かしたサービス、既存サービスでは対応できないニーズに先駆的に応えるサービスなどを進めている。また、地域住民の福祉向上に必要な市町村からの委託事業を行い、それをニーズに即して発展させている。

③ 制度事業にも + α の取り組みがある

例えば、介護保険事業については、地域差はあるものの多くの社協が参入し、事業を実施している。この場合も、人口が少ないなどにより、ほかに事業者がない地域において社協がサービス供給の役割を担ったり、ほかの事業があっても低所得者やほかの事業者ではむずかしいケースへの対応を積極的に行っている。さらに、サービスの質の確保に力を入れている。これにより、ほかの事業者を含め、その地域の介護保険のサービス水準を担保する役割を果たしている。このような公益性をもつサービス供給組織として、役割を果たしていることが特徴である。

④ 新しい制度や福祉サービスの創出を働きかける

住民などの自主的協働活動・事業への支援を重視するとともに、それで解決しようとしても不十分であったり、既存サービスの改善が必要であったりすること、あるいは、新しく作り出さなければならない制度や福祉サービスがあり、その実現に取り組むという役割をもっている。社協は、地域福祉推進のため、地域住民や関係者の声を結集し、世論を動かし、社会福祉の制度・サービスの創設や改善を図る社会的活動を行うことも特徴である。

- ⑤ 公私の機関・団体との協働で事業を進める
福祉に関係のある行政・民間の各種機関・団体の相互協力、協働活動を進め、社会資源のネットワーク化を図り、福祉問題の解決につなげる。
- ⑥ ボランティア活動を推進する
広くボランティア活動のための支援機能を果たし、ボランティア活動の受け入れ団体や機関、社会的支援組織とボランティア団体、民間非営利組織との仲介・媒介機能を果たす。
- ⑦ 情報提供・福祉教育を推進する
福祉サービスの内容や利用方法をはじめ、地域福祉推進の理解促進を図るための情報提供を行う。さらに、単に情報提供にとどまらず、子どもから大人までの幅広い住民各層に向けて、福祉活動への理解、福祉コミュニティの必要性などの働きかけ（福祉教育、福祉学習）を行う。
- ⑧ 社会福祉人材の養成
住民を含め、広い意味での福祉を支える人づくりをめざす。そのため福祉活動に関わるリーダー、民生委員・児童委員や各種相談員の研修、社会福祉従事者の研修などを通して、社会福祉を担う人材の養成を図る。
- ⑨ 地域福祉の財源づくり
地域福祉活動・ボランティア活動・民間独自の福祉サービスを支援したり、展開するための財源づくりを行うため、基金づくりや共同募金を始めとする募金活動を推進し、さらに助成団体・組織との仲介的役割を担っている。
- ⑩ サービスの利用者の権利擁護、苦情解決
一事業者、一個人では実施が困難な、利用者による福祉サービスの選択を援助するための情報提供、権利擁護、苦情解決事業等の公益性の高い役割を果たしている。

強化計画（組織経営基盤計画）の目的と経営目標について

養父市社会福祉協議会では、地域にある生活福祉課題を地域全体の課題として捉え、住民のみなさんと一緒に考え、解決していく内容を具体化した“第3次地域福祉推進計画（2019年度～2023年度）”を策定し、福祉目標を「だれもが つながり ささえあう いのち輝く まちづくり～オール養父市で未来へ～」としました。

この計画に基づき、今後5年間にわたって堅実に事業や活動を行っていくためには、「組織・人材」、「財政」、「事業」それぞれの面から安定した運営をすすめなければいけません。

また、安定した組織経営のもとで地域福祉を推進していくためには、行政とのパートナーシップを築き、地域住民の生活福祉課題に対応するための組織経営基盤づくりは不可欠です。

あわせて、社会福祉法の改正による社会福祉法人制度の見直しは、組織経営のガバナンス強化や事業運営の透明性の確保など、極めて公共性の高い組織としての自覚と責任が一層求められています。

本計画の推進により、社会情勢の変化や地域の状況に対応しながら、地域福祉を安定的にすすめるために「組織の地域力」を高めていきます。

強化活動1 組織・人材

○経営目標 「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて

オール養父市ですすめる組織経営

養父市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核的な団体としての役割を期待されています。民間団体としての主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性を併せ持つ地域福祉を進める団体として、オール養父市ですすめる組織経営を行います。

強化活動2 財政（健全財政と効率化）

○経営目標 地域の福祉力向上を支える

安定的な法人経営のための財政基盤の強化

養父市社会福祉協議会は、社協一般会費、賛助会費・特別会費、善意銀行寄附金、共同募金配分金、基金（財政調整基金、地域福祉基金、特定基金）などの「民間財源」、補助金収入、委託金収入などの「公費財源」、介護報酬などの「事業収入財源」を財源として運営しています。

継続的に適切な事業評価やコスト把握を行い、公費確保のルール化や自主財源の確保など安定的な運営に努めます。

強化活動3 事業

○経営目標 第3次地域福祉推進計画の推進と事業評価

養父市社会福祉協議会は、住民活動主体の原則に基づき、地域が抱えている様々な生活・福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、子どもから高齢者まで地域住民一人ひとりが、福祉活動に参加し、話し合い、活動を計画・協力して課題の解決を図ります。その活動をとおして、福祉コミュニティと地域福祉の推進をめざします。

社協活動を進める長期的な指針として、第3次地域福祉推進計画（2019年度～2023年度）を策定し、地域住民、関係者や行政等と連携して活動をすすめます。

養父市社会福祉協議会強化計画（組織経営基盤計画）策定までのあゆみ

- 第1次地域福祉推進計画 平成20年度～24年度
【福祉目標】 ささえあう心で笑顔あふれる福祉のまちづくり
- 組織経営検討委員会報告書 平成21年2月
 - * 平成19年度に人件費補助金が廃止。平成20年度に指定管理施設の協定委託料が廃止（本部事務所の存続が困難⇒新たな事務所の確保が必要）されたことにともない、平成20年度の当初予算が6,990万円の赤字となる
 - * 養父市社協の健全経営と経営基盤の強化を図るため、組織経営検討委員会を設置した
- 第2次地域福祉推進計画 平成25年度～29年度（※平成30年度まで延長）
【福祉目標】 ささえあう心で笑顔あふれる福祉のまちづくり
～みんなでつくるみんなのしあわせ～
〈全市的重点目標〉 小地域で見守りあい活動をみんなですすめましょう
- 組織経営検討委員会 平成26年12月～平成28年3月（全7回）
 - * 本会の健全経営、経営基盤の強化を図ることを目的に設置。各部会（総務、地域福祉、介護福祉）に職員ワーキングチームのメンバーが加わり集中論議を重ね、その結果を組織経営検討委員会で協議・検証を重ねる
 - > 総務部会 平成27年度（全4回）
 - ・ 総務課所管に係る分析と評価
 - ・ 職員年齢分布、財政状況について
 - ・ 「組織・人材」、「財政」の課題と今後の方向性
 - > 地域福祉部会 平成27年度（全4回）
 - ・ 地域福祉事業の分析と評価
 - ・ 事業の評価区分
 - > 介護福祉部会 平成27年度（全5回）
 - ・ 介護福祉課所管に係る分析と評価
 - ・ 組織構成、職員年齢分布について
 - ・ 介護保険サービス実施状況と財政状況
 - ・ 安定した介護保険事業の経営について（※事業分析と評価）
 - ・ 障害者相談支援事業の推進について（※事業分析と評価）
- 組織経営検討委員会報告書（組織経営基盤計画） 平成28年4月
 - * 「組織・人材」、「財政」、「事業」について集中論議を重ねた結果、平成28年度から30年度までの3か年を“組織改編、と”財政改革、の重点期間とした

- 人件費及び事業費・事務費の削減 平成 28 年度から
 - * 組織経営検討委員会報告書に基づき財政の健全化に努めた（継続）
 - > 正規職員、嘱託職員の賞与支給率を見直し
 - > 管理職手当を削減
 - > 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度を退会
 - > 時間外勤務時間を抑制
 - > 公用車の共有化（平成 28 年度 4 台を廃車）
 - > 職員の出張時の日当を廃止 等

- 社会福祉法人制度改革（改正社会福祉法） 平成 29 年 4 月施行
 - * 平成 29 年 4 月施行の改正社会福祉法にともなう諸手続きを平成 28 年度に行う
 - > 定款変更
 - > 評議員・理事・監事の選出方法（区分）及び定款の変更
 - > 役員等の報酬基準を変更
 - > 支部運営委員の選出区分及び定款の変更
 - > 評議員選任・解任委員会の設置 等

- 部会構成の変更…企画経営部会、ふくしのまちづくり部会の設置
 - * 平成 29 年度、部会合同会議（全 6 回）を実施。組織経営基盤の強化に向けて議論を深める
 - > 指定管理施設の今後の方向性について集中論議

- 第 3 次地域福祉推進計画（2019 年度～2023 年度）の策定 平成 30 年度
 - * 第 2 次地域福祉推進計画を 1 年延長し、地域福祉計画（2020 年度～2024 年度）の一年先行型で策定
 - 【福祉目標】だれもが つながり ささえあう いのち輝くまちづくり
～オール養父市で未来へ～
 - 〈重点目標〉身近な地域での 声かけあい 見守りあい たすけあいの輪をひろげよう

- 財政健全化計画（2019 年度～2023 年度）を養父市へ提出
 - * 養父市健康福祉部から、今後 5 年間の財政健全化に向けた方向性を示す資料を求められる

- 強化計画（組織経営基盤計画）の策定 平成 31 年 2 月～5 月
 - * 第 3 次地域福祉推進計画の策定を受けて、企画経営部会を中心に全 4 回実施（うち 1 回は合同部会）し、強化計画（組織経営基盤計画）を策定

養父市社会福祉協議会 強化計画（組織経営基盤計画）の概要

強化活動1 組織・人材

○経営目標 「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて
オール養父市ですすめる組織経営

[組織（経営機能の強化）]

- 組織経営ガバナンスの強化
 - ①法令遵守の徹底
 - ②職員行動原則（職員信条）の策定
 - ③働き方改革への取り組み
 - ④広報活動の強化
 - ⑤定款に基づく各種規程の整備
- 組織改編の実施
 - ①経営戦略室の設置
 - ②総合相談支援体制づくりに向けた権利擁護デスクの設置
- 地域拠点の整備
 - ①指定管理施設の有効活用と方向性
 - ②本部・支部の拠点のあり方
- 地域福祉ガバナンスの強化（行政との連携）
 - ①行政との協議を定例化
 - ②市役所の庁内連携をすすめる働きかけ
 - ③行政への提言機能強化

[人材（人事労務管理）]

- 福祉人材確保・人材育成・人材定着の取り組み
 - ①職員採用計画の策定と将来を見据えた職員体制の構築
 - ②経営目標に応じた職員の配置
 - ③自己目標管理の実施と人事評価制度導入の検討
 - ④職員の質を高める研修体制の確立

強化活動2 財政（健全財政と効率化）

○経営目標 地域の福祉力向上を支える
安定的な法人経営のための財政基盤の強化

- 財政構造のあり方
 - ①財政構造の分析と財政（資金）計画の策定
 - ②数値計画の策定
 - ③財政調整基金・地域福祉基金
- 地域福祉財源（民間財源）のあり方
 - ①社協会員会費
 - ②善意銀行

③共同募金

- 公費財源の確保に向けた行政との協議を定例化
 - ①法人運営に関わる職員人件費の財政支援（公費確保のルール化）
- 事業収入財源のあり方
 - ①介護保険事業・障害福祉サービス

強化活動3 事業

○経営目標 第3次地域福祉推進計画の推進と事業評価

- 事業成果の評価～第3次地域福祉推進計画～
 - ①第3次地域福祉推進計画の進行管理
 - ②第4次地域福祉計画（行政計画）への参画
 - ③第4次地域福祉推進計画の策定
- 事業の推進と住民主体活動の実践
 - ①生活困窮者支援や日常生活自立支援事業を一体的にすすめる総合相談支援体制づくり
 - ②地域における包括的な支援体制づくり
 - ③小地域福祉活動の推進と自治協議会との連携
- 地域の生活福祉課題を解決する仕組みづくりと新たな事業展開
 - ①ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）の設立と連携

本編

○強化活動1 組織・人材	13～28
組織（経営機能の強化）	13
人材（人事労務管理）	25
○強化活動2 財政（健全財政と効率化）	29～36
○強化活動3 事業	37～43

強化活動 1 組織・人材

○経営目標 「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて オール養父市ですすめる組織経営

養父市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核的な団体としての役割を期待されています。民間団体としての主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性を併せ持つ地域福祉を進める団体として、オール養父市ですすめる組織経営を行います。

組織（経営機能の強化）

●組織経営ガバナンスの強化①

テーマ（項目） [What]	目的・背景 [Why]		
法令遵守の徹底	地域住民や社会から信頼される社協づくりに向けて、役職員全員が「社協は何をするために設立されたのか」「社協の使命(Mission)は何か」「社協の役職員はどんな価値観をもって行動するのか」等、法令だけではなく社会的に求められる社会規範や職業倫理も含めた法令遵守(コンプライアンス)に努める		
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019～2023 徹底 2020 コンプライアンス委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人全体 ■ 役職員合同研修（コンプライアンス研修） ■ 管理職会議（経営戦略室） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理事 ■ 監事 ■ 部会長 ■ 管理職 	



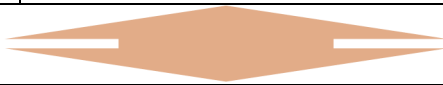
具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○極めて公共性・公益性の高い社協が行う事業について、<u>役職員合同で学びの機会（役職員合同研修）</u>を持ちコンプライアンスの意識の向上を図る ○不祥事故防止に向け、法人に「<u>コンプライアンス推進委員会</u>」を設置する

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
役職員合同で学びの機会（役職員合同研修）	●	●	●	●	●
コンプライアンス推進委員会の設置		●⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
理事会の開催（毎月開催）	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●組織経営ガバナンスの強化②

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
職員行動原則（職員信条）の策定		法令遵守を徹底させるために、それが実践されて意義あるものとなるため、職員一人ひとりの倫理観とそれを社協活動に反映させる「職員行動原則」を策定する	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2020 策定開始 2021 適用	<ul style="list-style-type: none"> ■職員信条策定チーム（特命職員で構成） ■職員研修会（職場研修アドバイザー） 	<ul style="list-style-type: none"> ■中間マネジャー（係長・主任級） ■管理職 	



具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○職員一人ひとりの倫理観や業務についての意識調査を実施する ○中間マネジャーで構成する「職員信条策定チーム」を設け、「職員行動原則」を策定する ○策定にあたっては、外部から有識者（職場研修アドバイザー）を招聘する

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
職場活性化プロジェクト「いきいきワークショップ」の実施（意識調査）	●	⇒●⇒⇒●	⇒		
職員信条策定チームを設置	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒●⇒⇒⇒	⇒⇒		
職員行動原則（職員信条）の策定		●⇒⇒	⇒⇒●		

●組織経営ガバナンスの強化③

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
働き方改革への取り組み		2019年4月からの働き方改革法に伴い、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等が順次すすめられる。本会職員の適切な労務管理を行うために管理職・事業所管理者等への理解促進と働き方改革に取り組む	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 調査・研究 2020 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人全体 ■ 管理職会議（経営戦略室） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全職員 ■ 管理職 ■ 事業所管理者 	



具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○法令に基づき、職員の働き方・休み方の改善等について、管理職で調査・研究をすすめる ○同一労働同一賃金の導入に向け、<u>正規職員と非正規職員の職務内容や配置転換の範囲等を整理する</u> ○有期契約労働者の<u>無期転換ルールへの対応</u>を検討する

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
働き方改革に向けた調査・研究	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
同一労働同一賃金に向けた取り組み	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
無期転換ルールへの対応	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒●⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●組織経営ガバナンスの強化④

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
広報活動の強化		広報紙「かけはし」やホームページは、地域の声を反映した情報発信の充実を図る。ケーブルテレビ、フェイスブック、新聞等を有効に活用して社協事業への理解や戦略的な情報発信に努める	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 検討・協議	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理職会議（経営戦略室） ■ 広報紙作成会議 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当職員 ■ 管理職 	



具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○ さまざまな媒体（広報紙「かけはし」、ホームページ、フェイスブック、ケーブルテレビ、新聞等）を通して社協事業への理解をすすめるために、<u>広報紙作成担当職員が中心となり、広報活動のあり方について協議・検討を行う</u> ○ 広報紙「かけはし」は、<u>地域の声を反映した紙面づくりを目指し、モニター制度の導入に向けて協議・検討する</u>

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
広報活動のあり方について協議・検討	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
モニター制度の導入に向けて協議・検討	⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●組織経営ガバナンスの強化⑤

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
定款に基づく各種規程の整備		社会福祉法人制度改革（改正社会福祉法 H29.04.01 施行）に伴い、現規程の見直しと本会の定款に基づく諸規程（定款細則、職務権限規程等）の整備を行う	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019～2020 整備	■管理職会議（経営戦略室）	■地域福祉課総務係 ■管理職	



具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○定款を正しく理解し、役職員での共有化を図る ○定款に基づく諸規程の整備をすすめるとともに、<u>現諸規程の不備や実態にそぐわない規程の点検と法令（上位規程等）との整合性を図る</u>

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
定款の正しい理解と役職員での共有化	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
規則・規程の見直しと整備	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●組織改編の実施①

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
経営戦略室の設置		社会情勢や地域の実情に応じて、経営管理（マネジメント）を行う部門が必要であり、外部からの有識者を含めた、法人の企画・運営を戦略的に進める部署を設置する	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 協議 2020 設置	■管理職会議（経営戦略室）	■管理職	



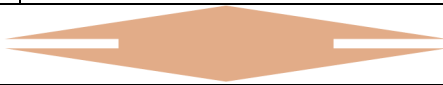
具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○組織経営を戦略的にマネジメントできる「経営戦略室」を設置する ○極めて公共性・公益性の高い団体である社協の特性について、<u>行政との連携強化と関係機関への理解をすすめる</u> ○戦略的にすすめるための<u>外部人材の登用</u>（弁護士、公認会計士、県社協等）を図る

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
経営戦略室設置に向けた協議	●⇒	⇒⇒⇒			
経営戦略室の設置	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒●			
行政との連携強化と関係機関への理解	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●組織改編の実施②

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
総合相談支援体制づくりに向けた権利擁護デスクの設置		複雑化・複合化した生活福祉課題を地域住民や専門機関と連携し、オール養父市で課題を解決していく総合相談支援体制を構築する	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 協議 2020 設置	■管理職会議（経営戦略室）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中間マネジャー（係長・主任級） ■ 地域福祉課長 	



具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○心配ごと相談、無料法律相談、権利擁護相談（くらしの法律相談）等を見直し、<u>地域の生活福祉課題を行政や専門機関と連携して対応するネットワーク会議の働きかけを行う</u> ○組織全体で多職種が連携し、<u>社会的孤立等の課題に対応した体制づくりをすすめる</u> ○成年後見制度の利用支援や法人後見事業の検討も含めた「<u>権利擁護デスク</u>」を設置する

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
オール養父市での課題解決に向けたネットワーク会議の働きかけ	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
多職種連携による総合相談支援体制づくり	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒●⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
権利擁護デスクの設置	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒●⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●地域拠点の整備①

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
指定管理施設の有効活用と方向性		現指定管理施設（大屋デイサービスセンター、関宮高齢者総合保健福祉センター）の協定期間が2021年度末で満了となるため、施設の現状を把握し、「指定管理の継続」や「無償譲渡」の検討をすすめるとともに今後の方向性について協議・検討を行う	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019～2021 協議 ※2021 末までに方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企画経営部会 ■ ふくしのまちづくり部会 ■ 地域福祉連携会議（仮称） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理事 ■ 管理職 ■ 通所管理者 	



具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○ 両施設ともに「多世代・多機能型」への転換を図るために、調査・研究をすすめる ○ 大屋デイサービスセンターの老朽化にとまない、市行政に対して<u>新規施設の建設も視野に入れた要望を行う</u> ○ 関宮高齢者総合保健福祉センターは地域拠点としての機能を発揮するため、<u>施設の全面改修を市に要望する</u> ○ 先進地の視察を行い、今後の方向性を明確にする

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
大屋デイサービスセンターの協議・検討	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒ 方針決定		
関宮高齢者総合保健福祉センターの協議・検討	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒ 方針決定		

●地域拠点の整備②

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
本部・支部の拠点のあり方		<p>本会は、地域福祉を推進する民間組織としての機能を発揮するため、地域に密着した事業を展開している。少ないコストで効率的な運営を行うために、地域の実情に応じた本部・支部機能のあり方の検討と地域拠点の整備について協議をすすめる</p>	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019～ 調査・研究 ※協議をすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企画経営部会 ■ 管理職会議（経営戦略室） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理事 ■ 管理職 ■ 中間マネジャー（係長・主任級） 	



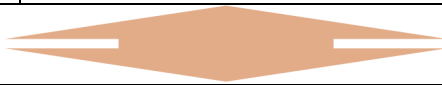
具体的な取り組み（方法） [How]
○少子・高齢化が急速に進む中、地域の実情や地域住民のニーズに合った本部・支部機能の効率的な運営を図るため、 <u>中間マネジャーを軸にした調査・研究</u> をすすめる

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
本部・支部機能の効率的な運営			●⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	
中間マネジャーを軸にした調査・研究	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	●		

●地域福祉ガバナンスの強化（行政との連携）①

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
行政との協議を定例化		改正法（H30.04.01 施行）で、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が謳われ、この理念を実現するために市町村が包括的な支援体制の整備を責任をもってすすめる旨が規定された。オール養父市で地域福祉をすすめるために行政との協議を定例化する	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 働きかけ 2019～2020 定例化	■地域福祉連携会議（仮称）	■管理職 ■市行政（担当部局） ※医療関係者	



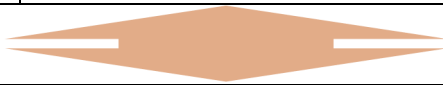
具体的な取り組み（方法） [How]
○市行政と密に連携し包括的な支援体制をすすめ、地域福祉の共通認識を図るため「 <u>地域福祉連携会議</u> 」を設置し、協議をすすめる ○ <u>極めて公共性・公益性の高い団体である社協の特性について、行政との連携強化と関係機関への理解をすすめる</u>

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
行政との連携強化と関係機関への理解	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
地域福祉連携会議（仮称）の定例化	⇒⇒⇒⇒●	⇒●⇒⇒●	⇒●⇒⇒●	⇒●⇒⇒●	⇒●⇒⇒●

●地域福祉ガバナンスの強化（行政との連携）②

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
市役所の庁内連携をすすめる働きかけ		制度の狭間の課題や複合的な課題が顕在化する中、行政庁内で担当窓口が分かれているなど、分野別の縦割り制度では対応が困難なケースが増加している。全世代・全対象型の包括的支援体制づくりと制度横断のしくみづくりをすすめる	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 働きかけ 2020 庁内連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉連携会議（仮称） ■ 管理職会議（経営戦略室） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理職 ■ 市行政（担当部局） ※医療関係者	



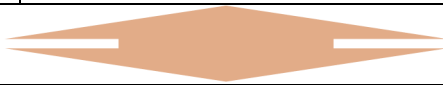
具体的な取り組み（方法） [How]
○包括的な支援体制づくりのため、「地域福祉連携会議」で協議をすすめるとともに、 <u>市役所の庁内連携による制度横断のしくみづくりへの働きかけを行う</u>

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
市役所の庁内連携をすすめる働きかけ	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
庁内連携による制度横断のしくみづくり	⇒⇒	⇒⇒●⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●地域福祉ガバナンスの強化（行政との連携）③

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
行政への提言機能強化		オール養父市のまちづくりを進めるためには、社協の事業と小地域での活動を循環させ、コミュニティを重層的に連動させる必要がある。組織経営基盤強化の必要性を行政に対して戦略的に提示していくための提言活動を行う	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 提言 ※毎年度	■ 管理職会議（経営戦略室）	■ 正副会長 ■ 管理職	



具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○次年度の事業予算に反映させるため、毎年 10 月ごろを目途に、養父市長・養父市議会議長に対して、小地域を基盤としたまちづくりについて提言を行う ○第 3 次地域福祉推進計画に基づいた事業を展開するため、<u>法人組織の経営基盤強化について理解を得るための提言活動を行う</u>

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
小地域を基盤としたまちづくりについての提言活動	●	⇒⇒⇒●⇒	⇒⇒⇒●⇒	⇒⇒⇒●⇒	⇒⇒⇒●⇒
経営基盤強化について理解を得るための提言活動	●⇒⇒	⇒⇒●⇒⇒	⇒⇒●⇒⇒	⇒⇒●⇒⇒	⇒⇒●⇒⇒

人材（人事労務管理）

● 福祉人材確保・人材育成・人材定着の取り組み①

テーマ（項目） [What]	目的・背景 [Why]	
職員採用計画の策定と将来を見据えた職員体制の構築	社会情勢の変化と地域のニーズに対応できる社協の組織体制を定期的に見直し、事業の内容に応じた適正な職員定数の方向性を示すために職員採用計画を策定し将来を見据えた職員体制を構築する	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]
2020 策定開始 2021 適用	■ 企画経営部会	■ 管理職



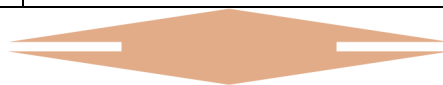
具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な職員定数の方向性を示すために、職員の年齢構成を勘案した定期採用実施に向けての調査・研究を実施し、「職員採用計画」を策定する ○ 定年後再雇用による人材の確保を継続実施する ○ E P A（経済連携協定）による外国人介護労働者の受け入れについて協議・検討する

● 年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
職員採用計画の策定		⇒⇒⇒⇒⇒	⇒●		
再雇用による人材の確保	⇒⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒●
外国人介護労働者について協議・検討		⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●福祉人材確保・人材育成・人材定着の取り組み②

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
経営目標に応じた職員の配置		職員は、事業推進に必要な専門性をもった職員を配置する必要がある一方、社協を取り巻く環境の変化の下、今後ますますコストの削減と効率的な事業運営が求められている	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 協議・検討 2020～2021 実施	■企画経営部会	■管理職	



具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○サービス事業別に、年間（月間）目標の設定と月ごとに利用実績・事業収益を把握し、<u>適正な職員配置</u>を行う ○社協が行う事業推進に必要な職員と有期契約職員（委託事業や期間雇用）との<u>役割や違い</u>などを明確化する ○市担当部局から、介護保険事業・障害福祉サービスの実施状況のデータを入手する

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
制度サービスの利用実績・収益の把握と目標の設定	⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒●
経営目標に応じた適正な職員配置		●⇒⇒⇒⇒	●⇒⇒⇒⇒	●⇒⇒⇒⇒	●⇒⇒⇒⇒

●福祉人材確保・人材育成・人材定着の取り組み③

テーマ (項目) [What]		目的・背景 [Why]	
自己目標管理の実施と人事評価制度導入の検討		職員育成を行うために職場の研修体制を確立し、適切な労務管理とともに人材をより活性化するために、職員の自己目標管理の実施と人事評価制度の導入を行う	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 検討開始	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理職会議 (経営戦略室) ■ 評価者研修 (外部・内部) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理職 ■ 中間マネジャー (係長・主任級) 	



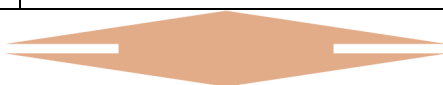
具体的な取り組み (方法) [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○職員意向調査時に次年度の「自己目標」(※正規職員のみ)を示している。<u>人事評価制度の導入</u>を視野に、半期ごとの「自己目標管理」を実施する ○職員研修による<u>人事評価制度の理解</u>と管理者による<u>評価者研修を行う体制づくり</u>をすすめる

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
半期ごとの自己目標管理の実施	⇒⇒●⇒●	⇒●⇒⇒●	⇒●⇒⇒●	⇒●⇒⇒●	⇒●⇒⇒●
人事評価制度の導入	⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●福祉人材確保・人材育成・人材定着の取り組み④

テーマ (項目) [What]		目的・背景 [Why]	
職員の質を高める研修体制の確立		すべての社協職員は、福祉コミュニティの形成や福祉のまちづくりを共通の理念として業務をすすめなければならない。そのためには、日常的な部門間の相互連携と職員個々のスキルアップを図るために、具体的な研修体制の確立に取り組む必要がある	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 協議・検討 2020 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職場研修担当者会議 ■ 法人全体の研修 ■ 各部署・事業所の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研修担当職員 (特命) ■ 管理職 	



具体的な取り組み (方法) [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○住民活動主体による地域共生社会を進めるために、全職員が組織の理念やビジョンを共有し、法人と職員の絆を深める (エンゲージメント) ための研修体制を確立する ○OJTのPDCAサイクルに基づいた研修体制 (研修目標・計画⇒実践⇒評価⇒改善) を確立する

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
職場研修担当者会議の実施		●⇒⇒⇒⇒			
法人と職員の絆を深めるための研修体制の確立	⇒	⇒⇒⇒⇒●			
OJTのPDCAサイクルに基づいた研修体制の確立	⇒⇒	⇒⇒⇒⇒●			

強化活動 2 財政（健全財政と効率化）

○経営目標 地域の福祉力向上を支える

安定的な法人経営のための財政基盤の強化

養父市社会福祉協議会は、社協一般会費、賛助会費・特別会費、善意銀行寄附金、共同募金配分金、基金（財政調整基金、地域福祉基金、特定基金）などの「民間財源」、補助金収入、委託金などの「公費財源」、介護報酬などの「事業収入財源」を財源として運営しています。

継続的に適切な事業評価やコスト把握を行い、公費確保のルール化や自主財源の確保など安定的な運営に努めます。

●財政構造のあり方①

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
財政構造の分析と財政（資金）計画の策定		本会の財政状況は、H24 決算時に「当期資金収支差額」が赤字に転じて以降、H28 まで 5 年連続の赤字を計上した。H28 から人件費にかかる手当を抑制、事務事業費の削減を図った。安定的な法人経営のための財政基盤強化を図るため財政（資金）計画を策定する	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 分析 2020 計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企画経営部会 ■ 管理職会議（経営戦略室） 	■ 管理職	



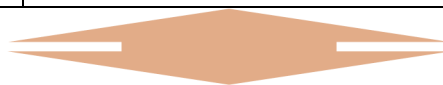
具体的な取り組み（方法） [How]
○「民間財源（社協一般会費、賛助会費・特別会費、善意銀行寄附金、共同募金配分金、財政調整基金、地域福祉基金など）」「公費財源（補助金収入、委託金収入など）」「事業収入財源（介護報酬、自立支援給付費収入など）」の財政構造の把握と財源のバランスと適正化を図るため、 <u>財政計画を策定し、介護保険法の改正等に対応しながら、3年ごとに見直しを図る</u>

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
財政構造の分析	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
財政（資金）計画の策定	⇒⇒	⇒⇒⇒⇒●			

●財政構造のあり方②

テーマ (項目) [What]		目的・背景 [Why]	
数値計画の策定		職員一人ひとりが、主体的に収支や目標の達成を意識できるよう、適正かつ納得のいく目標設定を行い、役職員で共有する。また、各事業の継続性・発展性に応じた適正な数値目標の設定を行う	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2020 計画策定	■企画経営部会	■管理職 ■事業所管理者	



具体的な取り組み (方法) [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○全職員が予算作成時から適正かつ納得のいく目標設定を行い、4半期ごとの予算執行状況をすべての役職員で共有しコスト意識の向上につなげる ○事業ごとに現状の分析と継続性・発展性に応じた<u>適正な収支目標を設定し、数値計画（利益計画・資金計画）の策定を行う</u>

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
4半期ごとの予算執行状況を役職員で共有	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●
適正な収支目標の設定と数値計画の策定		⇒⇒⇒⇒	⇒●		

●財政構造のあり方③

テーマ (項目) [What]		目的・背景 [Why]	
財政調整基金・地域福祉基金		H16 末時点で 152,167,189 円を有していた基金は、H29 末には 91,806,186 円 (※関本基金 110,000,000 円を除く) となり 60,361,003 円減少している。地域福祉事業の安定的な運営と財政の健全化を図るため、適切な財務 (基金) 運営に努める	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 検討開始	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企画経営部会 ■ ふくしのまちづくり部会 	■ 管理職	



具体的な取り組み (方法) [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○基金の目的、基金の規模 (積立金額や運用範囲) を財政状況に応じて適切に定め、<u>安定的な財務運営を行うため、管理職で協議・検討し、理事会での共通理解を図る</u> ○地域の実情に応じて、<u>基金の有効活用に向けた協議を行う</u>

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
安定的な財務運営を行うため理事会での共通理解を図る	●	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
基金の有効活用に向けた協議	●	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●地域福祉財源（民間財源）のあり方①

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
社協会員会費		社協会員会費は、社協事業を地域住民の参加・協力によって進めるために必要な基本的制度として推進し、法人運営の貴重な財源として活用している。会員世帯数は年々減少しているが、地域住民からの信頼と期待にこたえ、会費への理解をすすめるために、引き続き協議・検討を行う	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 検討・協議	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企画経営部会 ■ 区長会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理職 ■ 中間マネジャー（係長・主任級） 	



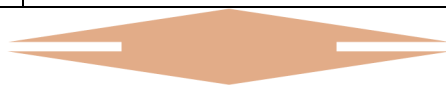
具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○ 会費は、法人運営を支える貴重な財源として活用している。会員世帯数は年々減少しているが、一般会費の収納率は90%（地域見える化シートによる）を超えており一定の理解をいただいている（住民基本台帳に基づいた収納率…約80%） ○ 一方、法人運営に携わる職員の公費による財政支援はゼロであるため、世帯当たりの会費の増額は望めない状況である ○ 引き続き、管理職、企画経営部会、理事会で協議・検討を行う

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
社協会員会費のあり方について協議・検討	●	●⇒⇒⇒⇒	●⇒⇒⇒⇒	●⇒⇒⇒⇒	●⇒⇒⇒⇒

●地域福祉財源（民間財源）のあり方②

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
善意銀行		善意銀行は、住民の善意を発掘し、その高揚を図るとともに、善意による預託を受け、これを地域社会へ効果的に還元し地域福祉活動の貴重な財源となっている。善意銀行の理解をすすめるとともに、預託金・預託物品（フードバンク連携）の地域への効果的な払出しを行い、社協活動に理解を得られるように努める	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 検討・協議	<ul style="list-style-type: none"> ■ 善意銀行理事会 ■ 企画経営部会 ■ ふくしのまちづくり部会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理職 ■ 中間マネジャー（係長・主任級） 	



具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○ 善意銀行の寄附者の意向を尊重し、あわせて第3次地域福祉推進計画に掲げる社協の事業課題から効果的な払出しを行い、社協の事業に理解を得られるよう、善意銀行理事会で協議・検討する ○ フードバンク事業を実施するにあたり、善意銀行の物品預託と連動した事業の展開を図る ○ 地域福祉事業に対して、<u>ふるさと納税（寄附金）が有効活用できる方策を検討する</u>

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
社協事業に理解を得られるよう、効果的な払出しの協議・検討	●	⇒⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
フードバンク事業と連動した善意銀行事業の運営	●⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
ふるさと納税が有効活用できる方策の検討		●⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●地域福祉財源（民間財源）のあり方③

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
共同募金		地域福祉への関心が高まる中、共同募金運動の透明性が強く求められており、社協を通じた配分の使途が見える化する必要がある。養父市共同募金委員会と連携し配分プログラムを明確に位置付けるとともに、テーマ型募金や募金百貨店の取り組みについて協議・検討を行う	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 検討・協議	<ul style="list-style-type: none"> ■ 募金推進委員会 ■ 企画経営部会 ■ ふくしのまちづくり部会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 募金推進委員 ■ 市商工会 ■ 管理職 ■ 中間マネジャー（係長・主任級） 	



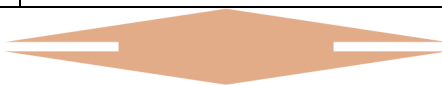
具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○地域のニーズに沿った「テーマ型募金（期間拡大募金）」を継続する ○募金百貨店の取り組みに向けて、中間マネジャーを中心に協議・検討を行い、市商工会や市商工観光部局と連携して実施する（三方良し…地域、消費者、商店にメリット）

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
共感を得られるようなテーマ型募金の実施	●	●	●	●	●
市商工会と連携した募金百貨店の取り組み（三方良し）	⇒⇒	⇒⇒⇒●⇒	⇒⇒⇒●⇒	⇒⇒⇒●⇒	⇒⇒⇒●⇒

●公費財源の確保に向けた行政との協議を定例化

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
法人運営に関わる職員人件費の財政支援（公費確保のルール化）		人件費補助などの公費財源については、改正社会福祉法等において社協が進めてきた活動・事業が明確に位置付けられたことを踏まえ、行政庁内での予算確保に向けて、公費確保のルール化をすすめる	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 協議・要望	■ 地域福祉連携会議（仮称）	■ 正副会長 ■ 管理職	



具体的な取り組み（方法） [How]
○市長、市議会議員、市担当部局に対し、社会福祉協議会の法的根拠はもとより地域福祉を推進する極めて公共性・公益性の高い中核的な団体であることを <u>提言活動や地域福祉連携会議で働きかける</u> ○ <u>県内他市町社協の公費財源の支援について調査し</u> 、公費確保のルール化をすすめる

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
県内他市町社協の公費財源の支援について調査・分析	⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
提言活動や地域福祉連携会議を通して社協の使命や機能の理解を進める	⇒⇒	⇒⇒⇒●⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
法人運営に関わる職員人件費の財政支援の働きかけ	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●事業収入財源のあり方

テーマ (項目) [What]		目的・背景 [Why]	
介護保険事業・障害福祉サービス		社協が介護保険事業・障害福祉サービスを行う意義を明確にし、事業としての採算性の確保と適切な運営を図る必要がある。また、単に採算性だけに着目するのではなく、地域の様々な生活福祉課題や制度の問題など、地域福祉の資源（財源、課題解決、情報など）として活用できるよう検討する	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 検討・協議	<ul style="list-style-type: none"> ■ ふくしのまちづくり部会 ■ 事業所管理者会議 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業所管理者 ■ 相談支援専門員 ■ 管理職 	



具体的な取り組み (方法) [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○管理経費や減価償却費等の把握と目標利益や適正な人員の配置について検討する ○制度の範囲内で行うサービスだけではなく、社協の強みを活かした「多職種連携」を図り、制度の狭間にある福祉ニーズへの柔軟な対応とサービスの開発について「管理者会議」を行い検討をすすめる

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
各事業所の目標利益や適正な人員配置を検討	●	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
社協の強みを活かした多職種連携のしくみづくり	●	⇒⇒⇒⇒⇒	●⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
制度の狭間にある福祉ニーズへの対応とサービスの開発	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

強化活動 3 事業

○経営目標 第3次地域福祉推進計画の推進と事業評価

養父市社会福祉協議会は、住民活動主体の原則に基づき、地域が抱えている様々な生活・福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、子どもから高齢者まで地域住民一人ひとりが、福祉活動に参加し、話し合い、活動を計画・協力して課題の解決を図ります。その活動をとおして、福祉コミュニティと地域福祉の推進をめざします。

社協活動を進める長期的な指針として、第3次地域福祉推進計画(2019年度～2023年度)を策定し、地域住民、関係者や行政等と連携して活動をすすめます。

●事業成果の評価～第3次地域福祉推進計画～①

テーマ (項目) [What]	目的・背景 [Why]		
第3次地域福祉推進計画の進行管理	改正社会福祉法において、地域福祉の推進が各市町の責務として位置づけられた。第3次地域福祉推進計画は地域福祉推進の方向性を行政施策に反映できるよう第4次地域福祉計画の一年先行型で策定した。社会情勢等の変化・動向も踏まえながら、総合的な進捗状況の点検と評価を行う		
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019～2023 ※毎年度 11月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 進行管理委員会 ■ ふくしのまちづくり部会 ■ 職員作業部会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中間マネジャー (係長・主任級) ■ 職員作業部会 (第3次計画) 	



具体的な取り組み (方法) [How]
○社会情勢等の変化・動向を踏まえながら、総合的な進捗状況の点検と評価、計画遂行へ向けた提言などを年度ごとに実施するために、「第3次地域福祉推進計画進行管理委員会」を設置する

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
第3次地域福祉推進計画進行管理委員会の設置と進行管理	⇒⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒●	⇒総括

●事業成果の評価～第3次地域福祉推進計画～②

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
第4次地域福祉計画（行政計画）への参画		官民協働による地域福祉を進めていく上で、施策面に重点が置かれた地域福祉計画と事業や活動を住民と一緒に進めていく地域福祉推進計画の性格の違いを踏まえ、地域福祉推進計画で提言した事項が地域福祉計画で施策化され、地域福祉推進の共通認識がされるよう委員として参画する	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 策定 ※構成メンバーとして参画	■ 第4次地域福祉計画策定委員会	■ 地域福祉課長（策定委員） ■ 管理職	



具体的な取り組み（方法） [How]
○住民と一緒に実践していく第3次地域福祉推進計画の策定を受け、それを施策に反映できるように「第4次地域福祉計画（行政計画）」策定の構成メンバーとして地域福祉課長が参画する

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
第4次地域福祉計画（行政計画）への参画	●⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒			
第3次地域福祉推進計画の内容を施策に反映できる働きかけ	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒●			

●事業成果の評価～第3次地域福祉推進計画～③

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
第4次地域福祉推進計画の策定		第3次地域福祉推進計画の進捗状況の点検・評価を行い、各年度の事業計画に反映させるとともに、5年後の国の動向や養父市の状況・養父市社協の現状を踏まえ、「地域の福祉力の向上」を目指して、地域住民と一緒に第4次地域福祉推進計画の策定に取り組む	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2023 策定 ※2023年7月から	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第4次地域福祉推進計画策定委員会 ■ 職員作業部会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中間マネジャー（係長・主任級） ■ 職員作業部会（第4次計画） 	



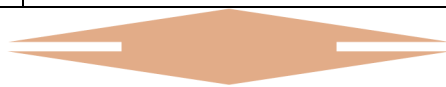
具体的な取り組み（方法） [How]
<ul style="list-style-type: none"> ○第3次地域福祉推進計画の各年度の進捗状況や点検・評価の総括を行い、新たに「<u>地域課題と地域の強み</u>」について調査を実施する ○第3次地域福祉推進計画策定委員と同様に、福祉関係者だけではなく、その時代に合った<u>多様な主体からの委員選定</u>を行う

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
地域課題と地域の強みについて調査	●	⇒⇒⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒⇒●	⇒⇒⇒⇒⇒●	
時代に合った多様な主体からの策定委員の選定				⇒	⇒●⇒⇒⇒⇒

●事業の推進と住民主体活動の実践①

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
生活困窮者支援や日常生活自立支援事業を一体的にすすめる総合相談支援体制づくり		生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業を一体的に進めるほか、生活困窮者への支援として、社協内で地域の生活福祉課題を行政や専門機関と一緒に多職種が連携し、組織全体で社会的孤立の課題に対応していく体制を構築する	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 検討・協議	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉課職員会議 ■ 介護福祉課連絡会 ■ 管理職会議（経営戦略室） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中間マネジャー（係長・主任級） ■ 事業所管理者 ■ 相談支援専門員 	



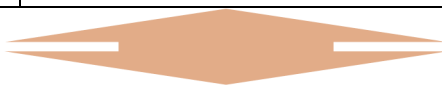
具体的な取り組み（方法） [How]
○社協が行う「生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」、「生活福祉資金貸付事業」、「日常生活自立支援事業」や「障害者相談支援事業」の担当職員による協議の場を設け、 <u>一体的に若しくは重層的に事業実施できる体制づくりをすすめる</u>

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
社協が行う相談事業の担当職員による協議の場を設置	⇒	⇒●⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
総合相談支援体制が一体的に若しくは重層的に実施できる体制づくり		⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●事業の推進と住民主体活動の実践②

テーマ (項目) [What]		目的・背景 [Why]	
地域における包括的な支援体制づくり		複雑化・複合化した生活福祉課題を地域住民や専門機関と連携し、地域住民と一緒に課題を整理し解決していく総合相談支援体制を構築する	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 検討・協議	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉課職員会議 ■ 生活支援CO連絡会 ■ 包括支援体制NW会議 (連携協議の場) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ コミュニティワーカー ■ 生活支援CO ■ ケアワーカー ■ 相談支援ワーカー 	



具体的な取り組み (方法) [How]
○地域福祉の推進機関としての強みを活かし、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて「他人事」ではなく「我が事・丸ごと」の地域住民の支え合い活動と連動した包括的支援体制の仕組みづくりについて、 <u>連携協議の場 (包括支援体制ネットワーク会議) を設け検討する</u>

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
連携協議の場 (包括支援ネットワーク会議) を設置	⇒⇒⇒	⇒⇒●⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
地域住民の支え合い活動と連動した包括的支援体制づくり	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●事業の推進と住民主体活動の実践③

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
小地域福祉活動の推進と自治協議会との連携		地区福祉委員会・福祉連絡会研修会など定期的な協議、研修、情報交換の場づくりをすすめ、様々な年代や当事者が集う場（コミュニティ食堂、認知症カフェなど）づくりを支援するため、小学校区を単位とした自治協議会や企業と連携した「お互いさまのたすけあいの地域づくり」をすすめる	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 働きかけ・連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉課職員会議 ■ 生活支援CO連絡会 ■ 福祉連絡会（小地域） ■ 自治協議会 ■ 市人権・協働課 	<ul style="list-style-type: none"> ■ コミュニティワーカー ■ 生活支援CO ■ ケアワーカー ■ 相談支援ワーカー 	



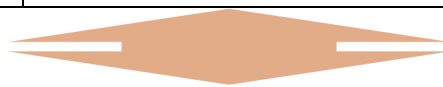
具体的な取り組み（方法） [How]
○地域の生活福祉課題を福祉連絡会や自治協議会、ボランティア、行政と課題を共有し、「住民同士の支え合い体制づくり」を引き続きすすめるとともに、既存の福祉分野だけでなく、市内の企業・団体等と社協の強みを活かした地域課題の解決をすすめる

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
福祉連絡会・自治協議会・ボランティア・行政と地域課題を共有	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒
市内の企業・団体等と社協の強みを活かした地域課題の解決	⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒

●地域の生活福祉課題を解決する仕組みづくりと新たな事業展開

テーマ（項目） [What]		目的・背景 [Why]	
ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）の設立と連携		改正社会福祉法で、「地域における公益的な取組（地域公益活動）」について、社会福祉法人の責務として規定された。養父市内の社会福祉法人と行政が連携し地域公益活動に協力し合うことを目的に「ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）」の設立に向けた先導的役割を果たす	
期間 [When]	場面・場所 [Where]	メンバー [Who]	
2019 準備室⇒設立	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉法人連絡協議会設立準備室（仮称） ※ 7法人 3施設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉課長 ■ 事務局長 ■ 市社会福祉課 	



具体的な取り組み（方法） [How]
○社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」が改正法で規定されたこととともない、地域公益活動を市内法人と市行政の連携による「養父市ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）」の設立に向けて、各法人の施設長による準備室を設置する

●年次目標

活動項目	2019	2020	2021	2022	2023
市内法人の施設長（理事長）の理解と設立に向けての協議	●⇒⇒⇒⇒				
ほっとかへんネットの設立	⇒⇒⇒⇒	●⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒